

第 8 回委員会 (H14.2.21 開催) 資料 2

第 8 回委員会に中間取りまとめの意見交換のために提出された資料です。
この資料には、内容や項目などについて、様々な意見が委員会にて出されました。
その詳細は、資料 1 - 1「第 8 回委員会結果概要」をご参照下さい。
部会での議論の参考として頂くため、配布しております。

中間とりまとめ骨子について

<目次構成・案>

I. 淀川水系流域委員会 中間とりまとめ

中間とりまとめにあたって

1. 理念
2. 整備計画の視点と基本的な考え方
 - 2-1 淀川水系の望ましい姿
 - 2-2 整備計画を考える際の視点、アプローチ、スタンス等
3. 整備計画の方向性
 - 3-1 治水・防災
 - 3-2 利水と河川利用
 - 3-3 環境
4. 計画策定に当たっての留意点
 - 4-1 住民意見の反映
 - 4-2 代替案設定とその多面的評価
 - 4-3 計画策定に関する情報の包括的提示
 - 4-4 維持管理まで含めた整備のあり方の検討
5. 整備計画の推進について
 - 5-1 情報の共有とパートナーシップ
 - 5-2 流域(管理)委員会の設置
 - 5-3 実施結果のフォローアップ見直し

II. 各部会における中間とりまとめ

琵琶湖部会中間とりまとめ

淀川部会中間とりまとめ

猪名川部会中間とりまとめ

参考資料1：委員、および一般からの意見

参考資料2：淀川流域委員会の検討経緯、委員名簿

<骨子案>

中間とりまとめにあたって

淀川水系流域委員会の目的と特徴

「淀川水系流域委員会」(以下流域委員会)は、今後、20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す「河川整備計画」について学識経験者から意見を聴く場として、平成13年2月1日に国土交通省近畿地方整備局によって設置された。流域委員会は委員会と3つの部会(琵琶湖、淀川、猪名川)で構成され、53名の委員からなる。

流域委員会では以下のような、従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルになることを目指し、検討を進めている。

準備会議による委員会の構成、メンバー等の決定：委員会の構成、委員の選出など委員会の内容は、有識者からなる準備会議にて審議を行い決定した。また、委員選出においては新聞等で一般から公募を実施した。

委員による自主的な運営：検討内容、進め方等は委員が自主的に決定し、第三者的立場で民間企業が庶務としてその運営をサポートしている。

審議のプロセス、内容の情報公開：審議の透明性を高めるため、会議及び会議資料、議事録等はすべて公開している。

幅広い意見の聴取：委員会は治水、利水、環境、人文その他の幅広い分野の専門家で構成されており、学識者だけでなく地域の特性に詳しい委員も多数含まれている。また、会議では一般傍聴者からの意見聴取も実施するとともに、淀川水系に対する想いを一般から公募を行うなど幅広い意見の聴取を行っている。

中間とりまとめの位置づけと構成

この中間とりまとめは委員会、部会での検討を踏まえ、河川整備計画の原案を作成する上での視点、考え方、方向性等を示したものである。

今後、この中間とりまとめをもとに、国土交通省近畿地方整備局において河川整備計画原案が作成される。それらに対して、流域委員会でさらに詳細な検討を行い河川整備計画原案に対する意見として最終答申をまとめる予定である。

1. 理念

淀川水系は世界有数の古代湖である琵琶湖を含む極めて長い歴史のある水系であり、その中で独自の進化をとげた固有種を含む多様な生物の宝庫となっている。また、人間も古くから住みつき、水系の恵みを受け、さらにそれを利用して豊かな社会、文化を築いてきた。

淀川水系は、その流域に住む人々や生き物にとって多面的・複合的な価値を持つ存在である。しかしながら、近年における人口の増加、産業の発展、都市化の進展、大量消費・大量廃棄型といわれる生活様式などによる人類の過度で急激な淀川水系の利用や改変によって、その価値は現在大きく損なわれている。我々は今、人と川とのかかわりを再考し、従来 of 川とのつきあい方を大きく転換すべき時期を迎えており、損なわれた淀川水系の多様な価値を回復し、保全するとともに、自然と上手につきあい、流域に住む人々や生き物がその恵みを将来にわたって享受し続けることができるようにしなければならない。

2. 整備計画の視点と基本的な考え方

2 - 1 淀川水系の望ましい姿

(1) 美しい自然、豊かな川の復活

- ・ 人間が自然に与える影響をできるだけ少なくし、美しい自然景観、多様な生態系、多くの恵みをもった本来の川の姿を復元

(2) 各種の偉大な自然の外力に対して安心できる水系

- ・ 偉大な自然の力を制御できるかのような考え方から転換し、洪水、地震、渇水などの自然の外力に対してしたたかに、しなやかに対処し、安心して暮らせる水系

(3) 安全な水質の確保

- ・ 1700万人の飲料水として、また、多様な生物の生存にとって不可欠な安全な水質の確保

(4) 憩い親しめる川、自然を学ぶ川

- ・ 川や湖と人間を切り離し、遠ざけてきたこれまでのあり方を見直し、貴重な自然を身近に感じる空間として、人々が憩い親しみ、学べる川を目指す。

2 - 2 整備計画を考える際の視点、アプローチ、スタンス等

(1) 水系の持つ多面的な価値を尊重し、総合的な判断すべき

- ・ 河川の持つ多様な価値、役割、恵みを尊重し、短期的な人間の利用の視点からのみ考えていくことを改めるべき
- ・ 治水、利水、環境といった個々の視点から考えるのではなく、それらを統合し、人、生物、水などを含めた総体として川を捉えるべき

(2) 淀川水系の持つ地理的、歴史的、文化的特性を重視した総合的判断

- ・ 広大な流域のそれぞれの地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、歴史的な経緯などを踏まえた整備のあり方の検討
- ・ 琵琶湖・淀川水系が持つ固有の生物群、淀川とその流域が培ってきた水文化等の価値の考慮

(3) 流域全体を視野にいれた検討：線から面へ、空間的な広がりへの考慮

- ・ すべてを川に頼り、押し込めてきたこれまでのあり方から、川だけでなく流域全体で対応する方向に転換すべき
- ・ 流域を含めた健全な水循環、物質循環を再生することが重要
- ・ そのためには、河川へ流入する汚濁負荷の低減、洪水等を視野に入れた土地利用のあり方、流域全体での一貫した土砂管理の検討など、川だけでなく流域を含めたあり方の検討を行うべき

(4) 社会的な視点からの検討：工学的手法から社会的アプローチへ

- ・ 従来の工学的なアプローチに加え、社会的な視点を含めた総合的な対応を検討すべき
- ・ 大量消費・大量廃棄型社会から資源再生・循環型社会への転換、ライフスタイルの変化を視野に入れ、それを促がす河川整備のあり方の検討
- ・ 法制度、社会的な仕組み等の整備
- ・ 河川に対する意識の醸成（危機意識、畏怖の念等）

(5) 長期的な視点：短期的な視点から長期的な時間軸とその影響の考慮

- ・ 20～30年の計画期間を中心とした検討から、それぞれの課題に応じた時間軸を設定し、長期的な影響を考慮した河川のあり方を検討すべき
- ・ 例えば、地球温暖化による気象・水循環の変化を研究し、その変化が確認された場合の計画の見直しのあり方の検討、50年後、100年後を見据えた人口の長期的変動などを視野にいれた計画のあり方の検討、理想的にはどうあるべきかを考えた方向性の検討など

3 . 整備計画の方向性

3 - 1 治水・防災

(1) 洪水

基本的な考え方

- ・ いつ、いかなる降雨においても人命、家屋の損失などの壊滅的被害を起こさないよう、破堤を回避する
- ・ 一定レベルの浸水は社会的に許容しつつ、同時にその頻度の減少と被害の軽減を図る
- ・ 上下流の問題（琵琶湖の水位管理、狭窄部の開削等）はそれぞれの地域の地理的・歴史的特性を踏まえ、現実的な対応を行う

対応方向

<ハード>

- ・ 破堤防止策の重点実施（スーパー堤防等）
- ・ 洪水調節機能（河道、遊水池、ダム等）の拡充

<ソフト>

- ・ 水防組織の強化・充実
- ・ 洪水等の情報提供
- ・ 住民意識の向上（ハザードマップ等による周知等）
- ・ 保険、補償等の検討

<流域対策>

- ・ 土地利用の制限等を含めた都市計画での対応

(2) 高潮

(3) 地震・津波

(4) 土砂災害

3 - 2 利水と河川利用

(1) 利水

基本的な考え方

- ・ 水資源の有限性の認識と有効利用
- ・ 今までの水需要予測の見直し（要請による積み上げの見直し、節水技術の考慮、生活様式の転換等）
- ・ 水の価値の適切な評価（用途を考慮した水の供給のあり方の研究等）
- ・ 供給量だけでなく水質・安全性も重視
- ・ 生態系との関連を考慮した水需給の検討（生態系保全と生活用水とのバランス）

対応方向

- ・ 水需要マネジメント（ライフスタイルの転換誘導による消費量の軽減、再利用の促進）
- ・ 安定化、分散化、安全性等を考慮した水源の確保の検討
- ・ 異常湧水時、災害時への対応（雨水、井戸、ため池など身近な水を貯める、利用するなどの対応）
- ・ 流域全体の自然浄化能力の向上
- ・ 生態系に配慮したダム管理
- ・ 水利権の見直し
- ・ 需要実態等の調査

（２）水域利用

基本的な考え方

- ・ 水域は流域全体の共有財産として尊重する
- ・ 安全性、騒音、事故などを考慮し適切な利用を図る

対応方向

- ・ 水域利用のためのルールづくり
- ・ 独占的・排他的使用の制限
- ・ 適切な利用のための規制の検討（水上バイクの排出基準、機器対策の誘導）

（３）高水敷利用

基本的な考え方

- ・ 川らしさを生かした利用：川でしか与えてくれないもの、川でしかできないことを優先する
- ・ 河川の環境（水質、生態系、景観等）にインパクトを与えない・最小化する、持続可能な利用

対応方向

- ・ 独占的・排他的使用の制限
- ・ 運動公園（サッカー、野球）の堤内地への移動
- ・ 自然を保全すべき地域の設定と自然に親しめる地域の整備

3 - 3 環境

（１）水量・水質

基本的な考え方

- ・ 飲める水、泳げる川の復活
- ・ 自然のリズムのあった水量・水位の確保

対応方向

- ・ 河川に入る前に汚濁負荷を浄化（農薬の規制等）
- ・ 微量有害物質への対応
- ・ ダム等の水位管理の変更

（２）生物の生育・生息環境

基本的な考え方

- ・ 横断方向・縦断方向の連続性の確保（海～川～森、本川～高水敷～堤内）
- ・ 自然のリズムのあった水量・水位・土砂移動
- ・ 生物および生息環境の多様性の確保

対応方向

- ・ 河川構造の改良（魚道の設置、高水敷の改変等）
- ・ 多様な水環境の回復と水辺の復元（ワンド、瀬・淵等の整備）
- ・ ダム・堰等の管理の見直し
- ・ 生物の生息に適する河川環境の保全・創出
- ・ 有害な外来種対策

（３）自然景観

基本的な考え方

- ・ 河川の周辺地域とのマッチング
- ・ ゴミ・不法投棄・不法占拠等の排除
- ・ 適切な流量・水位の確保

対応方向

- ・ 樹林帯・河畔林の保全・復活
- ・ 不法投棄等の取り締まりの強化

（４）河川形状

基本的な考え方

- ・ 好ましい河相の復元

対応方向

- ・ 流砂系の復活による河道変動、瀬と淵の形成
- ・ 適切な土砂供給（ダム内の土砂の流下等）

4 . 計画策定に当たっての留意点

4 - 1 策定過程での住民意見の反映

計画策定に当たっては様々な立場の人々の幅広い意見を聞く。また、聴取だけでなく計画に関する情報の提供を行う必要がある。

4 - 2 代替案設定とその多面的評価

施策、事業を設定する際には可能な限り複数の代替案を設定し、効果とコスト、環境への影響、社会的影響、実現可能性など複数の評価軸から多面的に検討する。

4 - 3 計画策定に関する情報の包括的提示

現状と課題、代替案の設定とその評価結果などの計画策定に関する情報を包括的に提示する。

4 - 4 維持管理のあり方

計画段階での維持管理まで含めた事業の検討、不確実性を前提とした管理の手法の導入、管理のための人材育成、住民との連携を含めた管理のあり方を検討する。

5 . 整備計画の推進について

5 - 1 情報の共有とパートナーシップ

(1) N P O とのパートナーシップ、地域に密着した組織との連携

(2) 市民の情報、知恵等の活用

住民が知恵を出し、河川の整備に役立てていくための仕組みづくりを行う。

(3) 関係省庁との連携

漁業、林業、都市計画、河川管理など縦割りから相互に連携した総合的に取り組み行えるような仕組みづくり、働きかけを行う。

5 - 2 流域(管理)委員会の設置

関連する行政分野の横断的連携のため、また、多様な主体が参画する総合的な流域管理のため、関係省庁・部局、自治体、利用者、流域住民などからなり、法的な位置づけと河川管理に関する決定権限等を持つ流域管理委員会の設置を検討する。

5 - 3 実施結果のフォローアップ見直しと順応的管理

計画の推進状況をチェックし、改善を行っていく仕組みを検討する。また、事業の実施結果を常にモニタリングし、その効果や周辺への影響を把握し、事業の推進の可否、実施方法の検討などを行う